

加舎の里カントリー利用規約

第1条(約款の適用)

本約款は、加舎の里カントリー(所在 〒621-0255 京都府亀岡市本梅町西加舎コバラ)(以下「本ゴルフ場」といいます)の利用に関し、本ゴルフ場の取り決めを定めたものであり、本ゴルフ場の利用者及び利用しようとする者の全てに適用されます。

第2条(本ゴルフ場に係る利用契約の成立)

本ゴルフ場を利用しようとする者は、プレー当日、本ゴルフ場のフロントにおいて本ゴルフ場所定の署名簿に署名していただくこと又は本ゴルフ場が発行するチェックインカードのご提示、若しくは本ゴルフ場が別に定める方法にて申し込み、本ゴルフ場がこれを承諾することにより、本ゴルフ場の利用に係る個別契約(以下「利用契約」といいます)が成立するものとします。

第3条(利用契約の不成立、解除及び利用中止)

本ゴルフ場は、本ゴルフ場の利用者又は利用しようとする者において以下の各号のいずれかに該当する事由があるときは、本ゴルフ場は、利用契約の申込みを承諾せず(利用契約の不成立)、又は利用契約成立後は利用契約を解除し、本ゴルフ場の利用又は利用の継続を直ちに中止し、本ゴルフ場から退去していただくことを請求します。なお、本ゴルフ場が悪質な事由であると判断した場合、永久的に本ゴルフ場の利用契約の申し込みを承諾せず、即時に利用契約を解除させていただきます。

- (1) 本ゴルフ場の利用者が満員でありスタート時間に余裕がないとき
- (2) 本ゴルフ場を利用する方が反社会的な諸団体の構成員又はその関係者若しくは関係者に準ずる方であると本ゴルフ場が認めたとき
- (3) 本ゴルフ場の利用者が公序良俗に反する行為をしたとき、又はする虞があると認められるとき
- (4) 入れ墨をした方が本ゴルフ場の浴場を利用したとき
- (5) 天災その他やむを得ない事由により本ゴルフ場を閉鎖するとき
- (6) 本ゴルフ場を利用される方のゴルフの技術が著しく未熟であるため他の利用者に迷惑をかけたとき
- (7) ゴルフのルール若しくはエチケットに違反したことに關する本ゴルフ場の従業員員の注意・警告を無視したとき又はスロープレーを改善しないとき
- (8) 他の人に迷惑を与える行為をしたとき
- (9) その他、本約款に違反し、又は本本ゴルフ場を利用することが不適当であると本ゴルフ場が認めたとき

第4条(ロッカーの鍵)

ロッカーの鍵は各自の責任で保管していただく扱いとし、万プレー中など紛失された場合、規定の損害金をお支払いいただけます。ただし、紛失から1週間以内に見つかった場合はお客様へご連絡の上、損害金をご返金させていただきます。なお、ご返金に掛かる振込手数料などは損害金から差し引かせていただきます。

第5条(金銭その他の貴重品の保管)

1. 本ゴルフ場を利用される方は、自己の選択により、金銭その他の貴重品を、貴重品ロッカーに格納するか又は本ゴルフ場所定の封筒に自己の氏名を自ら署名したうえで当該封筒に封入してフロントへ預けてください。
2. 本ゴルフ場を利用される方が金銭その他の貴重品を貴重品ロッカーへ格納した場合は、自己の責任において当該格納ボックスを管理してください。
3. 本ゴルフ場所定の封筒に署名したうえで金銭その他の貴重品を当該封筒に封入して本ゴルフ場のフロントへ預けた方は、預かり証の交付と引換に封筒の返還を受けて下さい。預かり証を紛失された場合は、金銭その他の貴重品の所有者であることが確認できるまで、先行組のプレーヤーは後続組の全員のプレーヤーが打ち終わるまで、安全な場所に待避してください。
4. 本ゴルフ場を利用される方が第1項に定めるいずれかの方法により金銭若しくは貴重品を格納しなかったとき又は預けなかったときは、本ゴルフ場内において盗難又は紛失の事故があっても、本ゴルフ場は一切の責任を負いませんので、予めご了承ください。

第6条(駐車場の利用)

1. 本ゴルフ場は、本ゴルフ場の利用者に対し、本ゴルフ場の所定の駐車場を無償で提供します。
2. 本ゴルフ場の利用者は、自己の責任において、本ゴルフ場の所定の駐車場に車両を正しく駐車してください。
3. 本ゴルフ場の所定の駐車場における車輛の盗難若しくは毀損又は車輛内の金品の毀損若しくは盗難などによる損害又は自動車事故について、本ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第7条(宅配便の取り次ぎ)

本ゴルフ場は、ゴルフクラブ(バッグ)につきましては宅配便の取り次ぎをします。ただし、本ゴルフ場は取り次ぎに係る盗難又は紛失などの事故に関する一切の責任を負いません。

第8条(本ゴルフ場の利用における危険防止及びエチケットの遵守)

本ゴルフ場を利用される方は、ゴルフプレーに伴う事故を未然に防ぐため、ゴルフにおけるエチケットを遵守するだけでなく以下の各号を遵守してください。

- (1) クラブの素振りにはティーマーク内の打席又は本ゴルフ場が指定する場所で行い、それ以外の場所で行わないでください。なお、素振りするプレーヤーは、常に、周囲に注意し、他の人にクラブが当たらないようにしてください。
- (2) 打順以外のプレーヤーは、ティエグラウンド内に立ち入らなくてください。
- (3) 打者は、先行組に打ち込まないように注意してください。打者は、自己の飛距離を勘案し、先行組に打ち込まないように最善の注意をしてください。
- (4) 後続組に先行させて打球させるときは、先行組のプレーヤーは後続組の全員のプレーヤーが打ち終わるまで、安全な場所に待避してください。
- (5) プレーヤーは、自己の飛距離及び打球方向に最善の注意をして打球し、隣接ホールへ打ち込まないようにしてください。なお、隣接ホールへ打球を打ち込んだプレーヤーは、当該ホールのプレーヤーに対し合図し、同プレーヤーのプレーの邪魔にならないように、注意して打球してください。
- (6) プレーヤーは、自己の同伴プレーヤーが打球する場所の前方に位置しないでください。同伴プレーヤーは、互いにエチケットを遵守し、他のプレーヤーの打球に常に注意し、安全かつ気持ちよくプレーしよう心がけてください。
- (7) ホールアウトしたプレーヤーは、グリーン上から直ちに離れ、後続組の打球が飛び込まない位置に直ちに移動し安全な場所を通り次のホールへ移動してください。
- (8) 兼用カートには自動停止装置が装備されていませんから、プレーヤーは、常にカートの位置に注意してください。なお、プレーヤーは、絶対に、カート道路上に立ち止まらなくてください。
- (9) プレーヤーは、ディボットに砂を埋め、かつグリーン上のボールマークをホークで修理し元の状態に戻してください。

第9条(雷鳴があった場合)

雷鳴があり危険を感じたプレーヤーは、自己の判断により、直ちにプレーを中止し、待避場所などの安全な場所へ避難してください。

第10条(火気の使用の禁止)

本ゴルフ場のコース内及びクラブハウス内の火気は、本ゴルフ場が指定している場所以外の場所において使用しないでください。マッチ及び煙草の吸殻などは、火を完全に消したうえで灰皿に入れてください。

第11条(本ゴルフ場への持ち込み禁止)

本ゴルフ場内には以下の物を持ち込まないでください。

- (1) 犬、猫、鳥類などのペット類
- (2) 著しく悪臭を放つ物
- (3) 鉄砲及び銃剣類
- (4) 火薬、揮発油など発火又は爆発の虞がある物
- (5) 騒音を発する物
- (6) その他、他の人に迷惑を与える物又は不快感を与える物

第12条(禁止行為)

本ゴルフ場内においては、以下の各行為をしないでください。

- (1) 賭博その他風紀を乱す行為
- (2) 物品の販売又は宣伝広告などの行為
- (3) 本ゴルフ場を利用する方以外の方が本ゴルフ場内に立ち入る行為(ただし、本ゴルフ場が特別に許可した場合はこの限りではありません。)。但し、特に許可した場合であっても、利用者以外(含ギャラリー)が傷害などの被害を受けた場合本ゴルフ場は一切の損害賠償などの責任を負いません。
- (4) 他人に迷惑を及ぼす行為又は不快感を与える行為などゴルフにおけるエチケットに反する行為
- (5) ゴルフのルールに反する行為

第13条(本ゴルフ場の利用の予約、申し込みなど)

本ゴルフ場を利用しようとする方は、本ゴルフ場が別に定める予約、予約料及び違約金などの諸規定を遵守してください。

第14条(プレー終了後のクラブなどの確認)

1. 本ゴルフ場の利用者は、プレー終了後、自ら、クラブの種類及び本数並びに所持品(衣類を含みます)について相違ないか点検し確認してください。
2. クラブ及び所持品(衣類を含みます)などを本ゴルフ場の利用者へ引き渡した後は、本ゴルフ場はクラブの種類、本数の不足若しくは毀損及び所持品の紛失などについては一切の責任を負いません。

第15条(お忘れ物の処理)

本ゴルフ場は、本ゴルフ場内でお忘れ物につきまして発見の日から3ヶ月間保管しております。忘れ物をした方は、上記期間内に、本ゴルフ場に来場し忘れ物を受領してください。なお、忘れ物を発見した日から3ヶ月以内に忘れ物を受け取りに本ゴルフ場に来場されなかった場合は、本ゴルフ場は、忘れ物の所有権を放棄したものとみなして当該忘れ物を廃棄処分などの処理をし、利用者はこれに異議を述べることはできません。

第16条(服装)

本ゴルフ場を利用される方は、ゴルフ場におけるエチケットに則った適正な服装で来場し、プレーをしてください。

第17条(損害賠償責任)

本ゴルフ場の利用者が本ゴルフ場内において故意又は過失により本ゴルフ場の従業員又は施設に損害を与えた場合は、当該利用者は当該従業員又はゴルフ場に対し損害賠償責任を負います。

第18条(本ゴルフ場の損害賠償にかかる免責)

以下各号のいずれの事項につきましても、本ゴルフ場は損害賠償の責めを負いません。

- (1) 本ゴルフ場の利用者が本利用約款に違反して第三者に対し損害を与えたとき
- (2) 本ゴルフ場の利用者自らが本利用約款に違反し損害を被ったとき
- (3) 本ゴルフ場と利用契約をした利用者以外の方(本ゴルフ場の特別の許可を得て入場された方を含みます)が傷害又はその他の損害を被ったとき
- (4) 貴重品ロッカーに格納した物品、携帯品、車輛又は車輛内の物品について毀損、紛失、若しくは盗難などの損害を被ったとき
- (5) ロッカー又は浴室内において所持品にかかる毀損、紛失若しくは盗難などの被害を被ったとき

第19条(個人情報取扱について)

1. 本ゴルフ場では、個人情報の重要性を認識し、その適切な管理を行うことを重要な責務と考え、安心してご利用いただけるように管理、運営を行っております。
2. 個人情報については、お客様へのサービス提供(オンライン予約、DM、メールマガジンを含む)、本利用約款の周知及びこれらに付随する目的のために使用させていただき、お客様の同意なく使用目的以外に使用することはございません。

以上

附 則

平成30年9月1日 制定及び施行

平成30年9月1日 改訂

(以下 余白)